たけお市報

発行所
武雄市役所
発行兼編集人
末藤竹吉
印刷所
有限会社御厨印刷所

四月行事予定

- 3日競輪第一節温泉まつり
- 4日　〃　郷土民芸大会
- 5日　〃
- 6日始業式選挙管理委員会
- 8日市内小学校入学式〔除朝日小〕保護費支給〔武雄東西川登〕
- 9日市内中学校及び朝日小学校入学式
- 10日保護費支給（橘朝日）若木地区民生委員協議会 保護費支給〔若木武内〕
- 12日東川登地区民生委員協議会
- 13日競輪第二節15日まで
- 15日武内地区民生委員協議会 納税組合長会〔武雄〕
- 16日納税組合長会〔橘〕
- 17日橘地区民生委員協議会 28水災害土木再査定18日まで 納税組合長会〔若木〕
- 18日納税組合長会〔武内〕
- 19日[illegible]地区民生委員協議会 納税組合長会〔東川登〕
- 20日納税組合長会〔西川登〕
- 22日西川登地区民生委員会 杵島向陽園監査 納税組合長会〔朝日〕
- 23日授産場監査
- 24日市医療機関協議会
- 28日赤やちん大会
- 29日天皇誕生日

昭和三十二年度予算成立す

四万市民の福祉増進と大武雄の飛躍発展へ、昭和三十二年度一般会計及び特別会計歳入歳出予算並びに昭和三十年度決算認定など四九件を審議する定例市議会は、三月十二日開会され連日細密な検討と慎重な審議が続けられてきたが、二十八日の本会議で四六件を原案通りに可決、武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定の件を修正可決、財産処分の件（上水道古鉄管外）を否決、財産処分の件（橘地内立木）を保留と決定した。

財政再建計画第二年度に当り、再建計画の枠内により編成するという基本方針に則り、重要施策を行うとするもので市長の市政方針の大略をお知らせし、市民各位の御協力と御援助をお願いする次第であります。

再建計画の枠内で編成

予算総額五億四千萬円

本日茲に、昭和三十二年度の予算案並にこれに関聯する諸案件を御審議願うため、定例市議会を招集いたしました処御参集を戴き厚く御礼を申上げる次第であります。

市政の基本的運営方針につきましては、昨年度丁度この予算審議の市会において申述べた通りでありまして、三十一年度においても着々その具現に努力を致した次第でありますので本日は当面する市政の運営について所懐の一端を申述べ併せて予算内容の大略について説明申上げたいと思います。

我が国の政治、経済は戦後十年を経て漸く自立体制の基盤を整え、国際的には日ソ国交の恢復、待望の国連加盟が実現し、いよいよ自由諸国と肩を並べて人類平和に平等の発言権を持つに至り、国内的には生産、貿易、雇用などの各分野において極めてめざまし

た。

三十一年の国民所得は三十年を約十二%上廻る七兆六千億円と推定され、また輸出は二十八年度当時と比べて二倍の規模に達し現在も毎月二億ドル前後に及ぶ好調を持続し、国際収支もこの三年間黒字を続けておると聞及んでおります。

御承知のように現在国会において三十二年度の予算審議が続けられておりますが、予算案の内容を伺つてもわかる様に税制を改正し税負担の軽減により国民生活安定を企図し拡大政策に依り生産貿易の振興を推進し完全雇用の施策が織り込まれているのであります。

我が国のかゝる現状にある秋、新市第四年目を迎えんとする武雄市の行財政は如何なる道を辿り、如何なる方向に向わんとしているのであろうか。

私の市政眼目は天与の恩沢に恵まれたる中心都に消費人口を集中し農村部に特産地を形成し共に繁栄しつゝ文化の恵沢享受せしめると云うのであります。

その順序も合併協定の趣旨を体し、大体周辺より農村地域を治め逐次中心地に及ぼすと云うことであります。

お陰で市民各位の協力援助により、逐次新市建設計画に盛られております事業が着々実現し、市民の産業文化の向上に役立つておりますことは市民皆様と共に誠に喜びに堪えないところであります。

然し乍ら国民の所得は前述したように好調の一途を辿つておりますのに較べ経済好転の兆は見えて来ているにせよ、市民の経済事情は必ずしも良好とは申し難い現状に置かれております。

二十八年水害が完全に癒えないうちに、九州一円を襲つた三十一水に見舞われ、市の産業別構成からみて、五十五%を占める農家が水稲、蔬菜、果樹園芸に相当の被害を蒙り、為に三十一年の農業所得は三十年に比し約二五%減少を見るに至り、中小企業においても都会地にみられるような好景気は未だ訪れていないのでありますが、何れにせよ経済事情が全国的に好転しつゝあることは否めない事実であります。

かゝる現状に立ち新年度予算案を編成したのでありますが、当市は昨三十一年六月地方財政再建特別措置法の適用を受け三千百万円の二十九年度赤字を解消すべく自治庁の承認を得た財政再建団体であります。

再建計画の忠実な実行こそ健全財政の基盤を培うことになるのであります。従つて新年度の予算編成の基本方針として

一、財政再建の基本方針並にその具体的措置に基く財政再建計画の枠内において編成する。

二、特別会計については特に独立採算を旨として歳入の規模の範囲内で歳出全般の規模を定める。

三、年間予算を編成し追加予算は原則として行わない。

以上の方針により編成いたしましたが自治庁の計画承認後支出を余儀なくされるもの等出て参りまして計画枠一億六千万円に対し約八百万円が枠外となりましたがこの財源は地方交付税の延びや、経費の節減等を充てることに致し、この計画変更については県並に自治庁へも折衝致しました処計画の基本的変更でもないので自治庁の事前承認も得たような次第であります。

かくして纏りました予算案は

一般会計	一六五、九一二、一九〇円
授産場会計	二、五四七、三〇三円
向陽園会計	二、七二五、二九〇円
国保事業会計	四五、八〇四、九一〇円
競輪事業会計	三〇〇、七六四、二〇〇円
上水道事業会計	一二、三一四、一六四円
上水道拡張工事会計	一〇、〇〇〇、〇〇〇円
総計	五四〇、〇六八、〇五七円

以上をもちまして予算編成の方針並に予算の規模について大要を説明申上げました。

次に新年度の主なる施策について御説明申上げます。

産業道路の整備

本年度は私の市政の総しめくくりと云うことになりますがお陰様で大体市民諸君に対する公約を一応果し得ました事は各位の御協力の賜でありまして深く感謝致す次第であります。

一、即ち災害復旧の一応の完成、殊に災害常習地帯に対する河川の治水対策に極めて明い見透しが立つたことであり近く六角川の直轄河川の認可を期待している次第であります。

次に産業道路の整備拡充、市内主要道路の国営舗装、八路線の継続着工、県道の改修、殊に本年度においては自衛隊の協力を得て施行極めて困難なる道路の開発をなさんとしているのであります。

産業道路の整備拡充については周辺農村の産業振興に寄与するところ極めて大なるものでありますが、三十年度、三十一年度においても市内二十六ケ所、九千米に及ぶ道路が整備されております。

高橋より武雄を通り東川登町に至る国道の完全舗装が実現することになり誠に慶賀に堪えません。

次に上水道の完成でありますが、本年度残工事となつております配水池等に対する起債の内諾を得ましたので愈々新年度を以て完成することになり踊瀬川取入の件についても山内村の深き御理解により近く解決の見透しであります。

学校の施設は逐次完備せられ合併前の状況とは面目一新の観があり本年度においても再建途上誠に窮屈な財政状況ではありますが、教育尊重の立前から、東川登、武内の両小学校の改築をなさんとするものであります。

本年度は待望の綜合都市計画が策定せられ、しかも愈々これが実現の運びとなりましたことは誠に喜びに堪えません。即ち下西山ロータリーより高校前を通る人道、車道を有する十六米道路の建設が実現される運びとなり都市としての面目を更に発揮することでありましよう。

次に市営住宅は逐次増強せられ、本年度更に拡充を予定したのでありますが財政再建の関係もあり、十戸にとゞめざるを得なかつたのは残念でありますが御諒解を得たいと存じます。

次に隔離病舎を本年度新築移転せんとするものでありますが、これは市庁舎の狭隘、新築の問題とも関聯し更に保健衛生の見地より他に移転することが適当と存じますので多年の懸案でもありますし本年度実現せんとするものであります。

国民健康保険の運営については凡ての機構を市一本に統一し事務能率の強化を図ると共に給付の制限撤廃等、逐次内容充実し本事業の強化進展に努力しておりますが国保の経理についてはその筋からも独立採算の方針をとり一般会計からの繰入金も漸減するよう指示されており従来までの一重加入制度を新年度より撤廃し、医療費の市負担軽減により国保会計の健全樹立を図りました。

以上で昭和三十二年度の予算案の重要なる事項について概略を説明いたしましたが何卒よろしく御審議りますようお願い申上げます。

十歳になつた憲法

示された三つの精神

五月三日は〃憲法記念日〃でこの日を中心に〃憲法週間〃が全国的に催されます。いうまでもなく憲法は、わたくしたち国民の歩むべき大きな道を示した最高の法律であり、この憲法に盛られた精神をくんで実行するのは政府でも国会でもなく、わたくしたち国民一人一人がそれぞれの責任によつて実行する法律です。

憲法には三つの大きな事柄が盛りこまれています。

その一つは〃主権在民〃つまり、わが国の主権者は国民自身であること。次は〃戦争放棄〃つまりわがの力を外国に示す方法として戦争の手段は絶対に行わないということ。三番目は〃基本的人権の尊重〃つまり、わたくしたちが幸福に生活できる人としての権利は社会福祉に反しない限り必ず守られるということです。

わたくしたちは、この憲法に誇りをもつと同時に憲法に盛られた精神を身につけて、ますます立派な国を造り上げていただきたいのです。

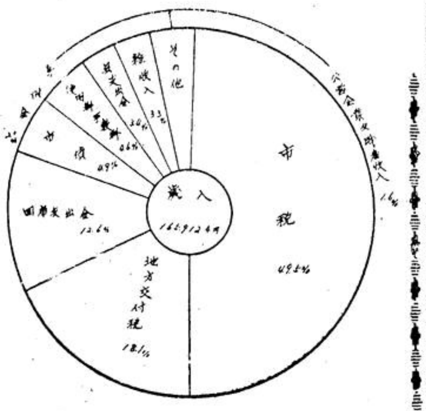

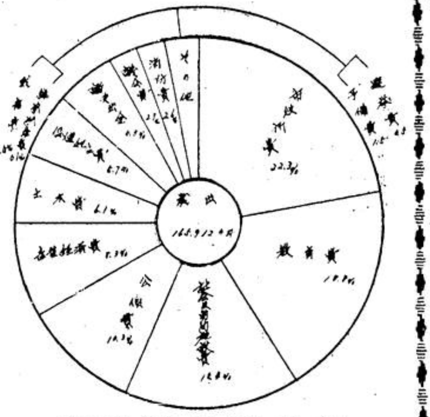

昭和32年度予算

【一般会計】

〔歳入〕　（単位円）

款	科目	予算額	総額に対する割合
1	市税	82.100.116	49.5
2	地方交付税	30.000.000	18.1
3	公営企業及財産収入	2.612.023	1.6
4	使用料及手数料	7.633.901	4.6
5	国庫支出金	20.830.885	12.6
6	県支出金	5.656.259	3.4
7	寄附金	3.723.800	2.0
8	繰入金	1	
9	繰越金	1	
10	雑収入	5.455.203	3.3
11	市債	7.900.011	4.9
	計	165.912.190	100.0

〔歳出〕

款	科目	予算額	総額に対する割合
1	議会費	4.505.850	2.7
2	市役所費	36.955.283	22.3
3	消防費	4.298.658	2.6
4	土木費	10.190.410	6.1
5	教育費	31.108.827	18.8
6	社会及労働施設費	25.487.287	15.4
7	保健衛生費	9.510.160	5.7
8	産業経済費	13.741.864	8.3
9	財産費	738.251	0.4
10	統計調査費	196.100	0.1
11	選挙費	896.796	0.5
12	公債費	17.078.175	10.3
13	諸支出金	8.726.989	5.3
14	予備費	2.477.540	1.5
	計	165.912.190	100.0

【特別会計】

授産場	2.547.303円
杵島向陽園	2.725.290円
国民健康保険	45.804.910円
競輪事業	300.764.200円
上水道費	12.314.164円
上水道水源拡張工事	10.000.000円
物品調達	6.880.400円
合計	546.918.457円

国保

二重加入の廃止

五月一日から実施

今回国民健康保険条例の一部が改正になり、保険の二重加入者を除外することになりました。

これは農業、商業等に従事せられる以外の方で、官庁、学校、事務所、会社、工場等に勤められ、各々職域の健康保険に加入していられる方の被扶養者は、今まで市の国民健康保険と職域保険の両方に二重の加入をしておられましたが、来る五月一日より国民健康保険から除外することになりました。

従って四月一ぱいは凡て従前通りでございますが、療養継続中の方でも五月一日より打切ることになりますので予め御諒承下さい。

選挙管理委員 同補充員 改選さる

従来の本市選挙管理委員は昭和二十九年四月一日就任以来選挙管理事務を、公明且適正に執行せられ民主政治の健全な発達に精進されてきましたが、三月末日をもって三年の任期が満了したので、三月定例市議会の最終日に選挙の結果左の三氏が選挙管理委員に再選されました。

武雄町　原　繁雄
武内町　松尾　末一
若木町　前田　勇一

尚同日次の三氏が選挙管理補充員に当選されました

橘　町　松尾　菊松
東川登町　田中鹿四郎
西川登町　渕　元一

この補充員は選挙管理委員に欠員を生じた場合くじで定める順序によりただちに補充し選挙管理事務の適切を期するため予め定めておく制度であります。

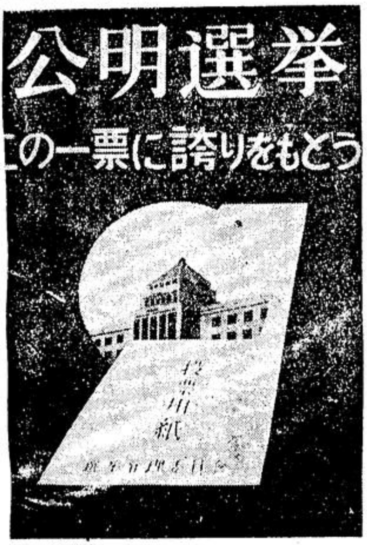
公明選挙
この一票に誇りをもとう
投票用紙
選挙管理委員会

〔写真説明〕
さきに公明選挙ポスター募集により、武雄中学校より11名の応募者がありました。逐次応募作品を掲載致します。
今回は 武雄中三年 松尾安彦君の作品

北海道から…… 御礼のことば

冷害のため、失意のどん底にあえぐ北海道冷害地によせられた市民皆さんの暖かい御厚情に対して、現地より沢山の御礼状がまいりましたので一部を掲載致します。

× × ×

聞くだけでもいやな気持になる冷害、生活して行くのにもっとも大切な農作物が冷害によってできがわるく、私達農業をしているものをかなしませました。私の家は学校から二里山おくです。本当に一日中汗をながし楽しみにしていた作物がよくできずに本当にがっかりしました。種まき時はいそがしくて学校も種まき休があり、私も休小さいけれど一生懸命に手伝い、作物がたくさん取れるようにがんばったんですけれど、取かくも少く私達が冷害にしたのでなく自然の害とはいえ本当にがっかりしました。でも全国の皆さんから暖かい贈物をいただいて九州や東京のお友達から本当にうれしい便りをもらい涙のでるほど感謝の気持です。これらの暖かい心を思う時、冷害もどこかへきえてなくなったような気がします。海よりも深く山よりも高い内地の皆さんの御おんは絶対わすれません。どうもありがとうございました。

北海道阿寒郡鶴居村
鶴居中学校
一年　高橋　邦子

三月定例市議会提出 議案は次の通り

（数字は議案番号）

6 武雄市行政区域審議会設置条例設定の件　可決
7 武雄市職員定数条例の一部を改正する条例設定の件　可決
8 武雄市職員公務災害補償条例設定の件　可決
9 武雄市特別職の職員の報酬、費用弁償、旅費支給条例の一部を改正する条例設定の件　可決
10 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定の件　修正可決
11 武雄市保育所設置条例の一部を改正する条例設定の件　可決
12 武雄市営住宅使用料条例の一部を改正する条例設定の件　可決
13 武雄市消防団条例の一部を改正する条例設定の件　可決
14 武雄市上水道使用条例の一部を改正する条例設定の件　可決
15 武雄市立図書館設置条例設定の件　可決
16 財産処分の件（上水道古鉄管外）　否決
17 財産処分の件（橘地内立木）　保留
18 不動産処分の件（東川登小学校古校舎）　可決
19 不動産処分の件（旧朝日登記所）　可決
20 不動産処分の件（保健所敷地）　可決
21 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めるの件　可決
22 市営火葬場の建築施行の議決並に同請負契約締結の議決中一部変更の件　可決
23 市起債一部変更の件（火葬場建築費）　可決
24 市起債一部変更の件（上水道水源拡張工事費）　可決
25 市起債一部変更の件（橘小学校並に東川登小学校建築工事費）　可決
26 市起債一部変更の件（若木中学校建築工事費）　可決
27 市起債一部変更の件（市営住宅建築費）　可決
28 昭和三十年度武雄市一般会計決算認定の件　可決
29 昭和三十年度武雄市特別会計国保事業費決算認定の件　可決
30 昭和三十年度武雄市特別会計競輪事業費決算認定の件　可決
31 昭和三十年度武雄市特別会計上水道事業費決算認定の件　可決
32 昭和三十年度武雄市特別会計上水道水源拡張工事費決算認定の件　可決
33 昭和三十年度武雄市特別会計授産場費決算認定の件　可決
34 昭和三十年度武雄市特別会計杵島向陽園費決算認定の件　可決
35 特別会計設置の件（物品調達費）　可決
36 財政再建計画変更の件　可決
37 昭和三十二年度武雄市一般会計予算議決の件　可決
38 昭和三十二年度武雄市特別会計授産場費予算議決の件　可決
39 昭和三十二年度武雄市特別会計杵島向陽園費予算議決の件　可決
40 昭和三十二年度武雄市特別会計国保事業費予算議決の件　可決
41 昭和三十二年度武雄市特別会計競輪事業費予算議決の件　可決
42 昭和三十二年度武雄市特別会計上水道事業費予算議決の件　可決
43 昭和三十二年度武雄市特別会計上水道水源拡張工事費予算議決の件　可決
44 昭和三十二年度武雄市特別会計物品調達費予算議決の件　可決
45 一時借入金の件　可決
46 昭和三十一年度一般会計追加更正予算議決の件　可決
47 昭和三十一年度特別会計上水道事業費追加更正予算議決の件　可決
48 昭和三十一年度特別会計授産場費追加更正予算議決の件　可決
49 昭和三十一年度特別会計杵島向陽園費追加更正予算議決の件　可決
武雄市選挙管理委員会委員並に同補充員の選挙について

農家の頁

◉麦作業

今年の麦は播種当時からの悪条件で、二月中下旬までは、生育が大変おくれていて遅出来のうえに、それ以降は比較的に順調な条件に恵まれましたので急速に伸び、一般に軟弱な麦となっていますので、いろいろの病害に罹る公算は大きいと思われます。中でも銹病の防除については充分な警戒と努力を必要としましょう。

銹病にも、比較的早く発生し易い小銹病や赤銹病があるほか、収穫直前まで発生する黒銹病もあります。いずれも早期に発見して徹底的に防除の手を緩めないことが肝要です。

防除法としては普通出穂前に一回、出穂後二回位、薬剤撒布をすれば大体効果があり、薬剤としては、石灰硫黄合剤の八〇倍液から一〇〇倍液を反当八斗から一石位を一回に撒布しますまたジネブ剤（たとえばダイセン）を水一斗に八匁から十匁を溶かしたものを反当八斗から一石位撒布するのも効果があります。

犬を飼っておられる方へお願い

県税務課から

既に御承知のように、県では昭和三十一年度から犬税を課税いたしておりますが、その実施については県民の皆さんの御協力により非常に順調な経過を辿り県の財政再建のため大きな力となっています。

初年度の三十一年度におきましては初めての税金でありましたため、その手続などについて種々納税者の皆様に御迷惑をお掛けいたしたことと思います。この点深くお詫び申上げます。三十一年度においては犬税を年度中途から実施しましたので、犬を飼っておられる方に直接徴税令書を送付して、これによって税金を納めて貰うことにいたしておりましたが、三十二年度においては犬税徴収の便宜上、証紙によって徴収することになっています。

即ち県で定めた犬税の証紙を、県下全市町村役場に配布し、犬を飼っている方が狂犬病予防法による登録を受けられる際その場所でこの証紙を買って犬の登録事務担当者に提出して貰うことにより納税して戴くことになっています。犬税は年額六百円ですから、六百円の証紙を買って貰うことになる訳であります。なおこの証紙徴収は四月一日から実施しております。

又この登録の際に何かの都合で犬税を納めることができなかった場合には、その月のうちに市町村役場へ申出て証紙を買って納付して下さい。

以上犬税の証紙発行についてお願いいたしましたがこの税の徴収も県の財政を再建するためのやむをえない措置でありますので、御不満の点も御座いましょうが今しばらくの間辛抱願い一層の御協力をお願いする次第です。

◉福祉だより

武雄市内各地区遺霊祭を左記の通り実施する予定であります。

四月八日	武内町	一九六柱
四月十日	若木町	一五三柱
四月十五日	東川登町	一五一柱
四月十七日	朝日町	一九三柱
四月十九日	西川登町	一七五柱
四月二十二日	橘　町	二〇九柱
四月二十四日	武雄町	四四四柱

◉赤ちゃん大会

昭和三十二年度赤ちゃん大会を四月二十八日午前九時より武雄小学校講堂に於て行います。（昨年の四月より本年三月までに生れた者）

◉受胎調節

◉毎週土曜日（午前中）を受胎調節相談日として、市役所更生寮に於て皆様の御相談に応じておりますので御遠慮なく御利用下さい

◉予防注射

つぎの日程で実施致しますので該当者を洩れなく受けさせて下さい。

◉該当者、昭和三十一年四月一日から九月三十一日までに生れた者。

注射日時

町別	ジフテリア第一回	ジフテリア第二回	ジフテリア第三回	時間	場所
武雄	四月九日	四月二三日	五月六日	自午后一時 至〃三時	市公会堂
東川登	四月八日	四月二二日	五月六日	自午后一時 至〃二時	小野医院
橘	四月五日	四月一九日	五月二日	自午后一時 至〃二時	橘公民館
朝日	四月八日	四月二二日	五月六日	自午后一時 至〃三時	伊東病院
若木	四月二日	四月一六日	四月三〇日	自午后一時三〇分 至〃三時	若木支所
武内	四月九日	四月二三日	五月六日	自午后一時 至〃二時	武内支所
西川登	四月八日	四月二二日	五月六日	自午后一時 至〃二時	西川登支所

※現にジフテリアにかゝっている者又かゝった事のあるものは医師の証明書に依り免除する、高度の先天性心臓疾患々者も同じ。

警察便り

花の季節の防犯

いよいよ花見のシーズンとなりました。とかく花見どきは、一家総出で留守にすることが多いのですが、今年こそは楽しい行楽季もいやな思いをしないようお互いに注意したいものです。

盗られて泣くより 盗られぬ用心

一家の留守を見計らって盗みを仂くのを空巣といいますが、

▲昼間から表戸にかぎがかけてある。

▲新聞や郵便物などが昼すぎになっても玄関の戸にはさまっている。

▲牛乳など箱の中にいつまでも入っている。

などというようなことを犯人は留守のめじるしとして狙います。

そこで朝早くからとか、またながく家を留守にされる場合は新聞、郵便物、牛乳等へ始末を近所の方に頼んでいくことです。

また現金、貯金通帳、有価証券、印かんなどの貴重品類は仏だんや、たんす、洋服だんすの小引出しなどにしまっておくことはなるだけさけて、方々に分散しておくことが大切です。

目立つ日曜日の事故

毎年花見どきになると人出が多く自動車の交通量も多くなり、事故がふえてきます。昨年四月、県下で四十三件の交通事故が発生して七人が死に四十九人が負傷しています。

特に行楽期の日曜日の交通事故が多く、平常の日曜日と比べると四〇％もふえています。行楽期に事故が多いのは、人出が多くなり交通量がふえることと、花見酒に酔って車を運転したり酒に浮かれてふらふらして歩くため事故を起すことが多いようです。

加えて今年は三月から五月にかけて鹿島市で佐賀博覧会も開催されていて、県内の交通は相当混雑することが予想されます。お互いに交通事故のない楽しい行楽シーズンを過すよう心がけましょう。

今月の納税

固定資産税（第一期分）
納期は三十日まで

4月武雄競輪
?懸賞レースクイズ? 13㊏ 14㊐ 15㊊
⊙有料入場者一名一枚宛
⊙賞金 一日 10.000円（的中者なき場合は翌日え加算）
⊙3レースより5レースまで一本書で的中して下さい ⊙投票〆切3レース〆切まで